

朝日内水面漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、朝日内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、毛針釣、友釣、又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合には、第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）
てんから網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下） 長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内
やまめ・いわな 竿釣	釣針はシングルフックを1個とする。

さくらます竿釣	釣針はシングルフック又はトリプルフックを2個以内とする。
---------	------------------------------

2 前項の漁具、漁法は、2統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。

(遊漁の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、エ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間	
あゆ	毛針釣	漁場全域	6月16日から 11月30日まで	
	友釣			
	投網	あいの風とやま鉄道小川鉄 橋下流端から上流朝日小川 発電所橋下流端までの区域	の間(10月1日 から10月7日 までを除く。) で組合が定め て公表する期 間	
	てんから網			
やまめ いわな	竿釣	小川は河口から上流上朝日 橋下流端までの区域と、小 川頭首工から上流朝日小川 ダム下流端までの区域 舟川全区域 山合川全区域		3月1日から 9月30日まで (ただし、小川 は3月1日から5 月31日まで河 口より上流上 朝日橋下流端 までの間は禁 止。)
さくらます	竿釣	小川の河口から上流上朝日 橋下流端までの区域		3月1日から 5月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示場に掲示するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、各遊漁料に1,000円を加算した額とする。

(1) 毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	4,000円
	毛針釣・友釣併用	1日	3,000円
		1年	5,000円
やまめ、いわな	竿釣	1日	2,500円
		1年	4,500円
さくらます	竿釣	1年	11,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	てんから網	1年	16,000円
	投網	1年	16,000円

2 高校生以下の遊漁料を無料とする。ただし、遊漁をしようとする者は事前に朝日内水面漁業協同組合に申請し、別紙様式3号の無料遊漁承認証の交付を受け遊漁するものとする。

3 遊漁料の納付は、朝日内水面漁業協同組合事務所（朝日町草野11番地）又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。
 - (1) 小川の河口から上流300メートルまでの区域
 - (2) 小川の山合川合流点から下流300メートルまでの区域
 - (3) 小川の小川第2号えん堤下流端から下流300メートルまでの区域
 (漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

第6条第1項の遊漁料の額について、平成28年12月31日までにを行う遊漁は別表1の料金を適用する。

別表1

(1) 毛針釣、友釣又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1年	3,500円
	毛針釣・友釣併用	1日	2,500円
		1年	4,500円
やまめ、いわな	竿釣	1日	2,000円
		1年	4,000円
さくらます	竿釣	1年	10,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	てんから網	1年	15,000円
	投網	1年	15,000円

